

教育法規事例研究 —学校から寄せられた教育法規に関する質問に答える—

山本 豊

東京福祉大学 社会福祉学部(伊勢崎キャンパス)
〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町2020-1
(2010年10月7日受付、2010年11月5日受理)

抄録:今日の学校が抱えている課題は多く、その中には法律的方法によって解決の糸口になるものがある。学校関係者は大学教育で憲法や簡単な教育法規に関して学ぶことはあるが、具体的な事例と法規を照らし合わせて課題解決を図ることには不慣れである。どちらかという「教育的配慮」ということで課題解決を図ろうとする場合がある。しかし、そのような方策は時として解決を長引かせるどころか、解決に至らずにかえって紛糾させることが多い。そこで、今日の学校で実際に生じている様々な課題を学校関係者の協力得て提示して貰い、その中で教育法規の目を通して課題解決できるものを取り上げ研究することにした。研究結果は質問に答える形で示してある。

(別刷請求先:山本 豊)

キーワード:教育法規、事例研究、教育課題解決

緒言

今日の学校が抱えている課題として挙げられるのは、児童・生徒の学力や体力および生活指導上の問題である。また、保護者との関係においても課題が多い。特にモンスターペアレンツという言葉に象徴されるような、保護者への対応に学校が苦慮していることをよく耳にする。それ以外にも、学校は今まで以上に地域との関わりを求められている。今日、人との関わりが希薄化した地域社会の中で学校が果たす役割の期待度も多く、それは一方では学校が取り組むべき課題となり、負担度を増している。一方、学校の管理職は文部科学省や地方公共団体の教育委員会から様々な教育施策上の課題解決を求められたり、教職員の職務上の課題にも対応を求められたりしている。そのような課題の中にはいわゆる「教育的配慮」による解決方法ではなく、時には法律に基づいて解決を図ることができるものがある。

本研究は法律に基づいた教育課題解決の事例研究である。事例研究を進めるために、今日の学校で生じている様々な課題を学校関係者に提示してもらった。その課題の中で、教育法規の目を通して課題解決できるものを取り上げ、研究した。なお、取り上げた課題は特異な例ではなく、多くの学校で今日的に生じるもので、しかもその課題に対して法律的なアプローチが今まで余りなされていないも

のに限った。

本論文では、研究対象は寄せられた課題(質問)であり、それに対して回答する(結果)という構成で、具体的な解決策を図ることとした。

質問と回答

1. 週計画案(週案簿)について①

質問

公立小学校の校長になったばかりの者です。赴任して間もないころ、週案簿を提出していない教諭に、「週案を作成し、校長に提出することはあなたの身を守ることとなります」と週案簿を提出するように促したら、「自分の身は自分で守りますから、校長に提出する気はありません」と反発されてしまいました。週案簿の法律的な位置づけや作成・提出義務の根拠について詳しく知りたいのですが。

回答

最初に、週案簿とはどのようなものであるかを定義しておきましょう。通常は、その週の学習指導の計画や授業展開の概略、児童・生徒の学習や生活状況の記録などを含む週単位の指導計画をつづったものを週案簿としています。

週案簿については法律上(国のきまりとして)の規定はありません。そのことから週案簿は法的に定められた公簿

ではなく、教師の私的な記録簿的な意味合いをもつものであり、また、学校教育法第37条11項には「教諭は児童の教育をつかさどる」とあり、これは教諭が教育活動を行うにあたって自主的権限が保障されていることであるとし、週案簿を管理職に提出するか否かは、教師の自主的な判断に委ねられる、と主張する者もいます。

そのような主張に対して、教育委員会によっては学校管理運営規則で、学校に備えなければならない表簿として週案簿を規定しているところがあります。すなわち学校教育法施行規則第28条に規定してある表簿以外に週案簿を加えたわけです。学校教育法施行規則第28条が備えなければならない表簿として「概ね」と規定してあることから、それは限定されるものではなく、管理運営規則等で学校に備えなければならないものとして週案簿を付け加えることは可能です。

表簿とは何かを定義しておきましょう。表簿とは、文書を冊子・簿冊化したものをいいます。週案簿はその定義で述べたように、週単位の指導計画をつづったものですから表簿に該当します。週案簿を管理運営規則で学校に備えなければならない表簿と規定することによって、それを作成する義務の根拠のひとつとなるのです。すなわち、週案簿が存在することが前提となるからです。(週案簿の作成・提出義務の別の根拠については次回に述べます)

次に週案簿は公文書か否かについて述べます。公文書とは公務員または公務所が所定の形式に従って職務上作成すべき文書と定義することができます。公立学校の教諭は地方公務員です。公務員である教諭が教育活動を進めるために、一定の形式に従って職務上作成している週案簿は公文書と考えることができます。この点についての疑義を避けるために、教育委員会によっては週案簿の書式を定め、学校管理運営規則や学校文書管理規定などで週案簿を公文書と明記しているところもあります。規則や規定などで公文書の整理・保管・廃棄等が明記されることで、作成や提出義務の根拠を考えることができます。

しかし、作成や提出義務の本質は校長による教育課程の管理が大きな理由といえましょう。この点について次回で述べることにします。

2. 週計画案(週案簿)について②

質問

質問内容は前回と同じである。

回答

今回は校長による教育課程の管理という面から週案簿

の作成・提出義務について考えることにします。教諭の週案簿の作成・提出義務は別の視点から見れば、校長の職務として教諭に週案簿を作成・提出させる権限があるのかという考え方ができます。そこで、校長の職務ということについて考えてみることにします。

学校教育法第37条の4項に「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」とあります。この規定にある校長がつかさどる「校務」とは何かということに関しては、昭和47年に文部省地方課教育法令研究会が編集した「学校管理法規演習」が参考になります。そこには「校務」とは、「学校が学校教育の事業を遂行するために行うことを必要とされるすべての仕事を意味し、当然本来の仕事である教育の仕事も含まれると解される」と述べています。また、校務の具体的な内容の一つとして、教育課程に基づく学習指導などに関する面を挙げています。

上記のことから、校長は学校教育目標が達成できるように、教育委員会の協力を得ながら人的・物的な教育条件の整備に努めるとともに、日常の学習指導の充実を図らなければなりません。学習指導は意図的・計画的に行われるものです。その為に学習指導についての計画案を作成して授業に臨むのは教諭として当然のことといえましょう。一方、校長は教育課程に基づく学習指導、(別の言い方をすると学校教育目標が達成されるための学習指導)の充実を努めなければなりません。学習指導の充実のために校長が日常的に授業の様子を見て回ることは大切なことです。しかし、全ての授業を見て回ることは不可能です。

学習指導の充実のために校長が取り得るものとして教諭の週案簿に目を通すことがあります。すなわち全ての週案簿に目を通して学習指導内容の大まかな把握をすることができます。そして、その内容について励ましや指導を加えることが校長の職務といえます。

すなわち、校長は学校教育法第37条4項の校務を司る者として、学習指導の充実を教諭に求めることができると考えられます。そのことから、校長は教諭に週案簿の作成と提出を求めることができるのです。

学習指導の充実のためには教材研究をはじめとして様々な方法が考えられます。しかし、学習指導が意図的・計画的なものであり、積み重ねを要することから指導の為に計画案(通常は週案簿)を作成するよう教諭に求めることは、校長の校務(職務内容)として当然のことといえましょう。学校教育において子どもを守る最後の砦は校長であるという言葉があります。学習指導の充実のために努力しない校長では、子どもを守る最後の砦とは言えないのではないのでしょうか。

3. 学校給食について

質問

公立小学校の教頭(副校長)です。本校で給食費を滞納している保護者たちに支払いを促したら、支払いに応じてくれる保護者はいましたが、中には「義務教育は無償だと憲法に書いてあるのに、なぜ支払わなければいけないのか」、「給食を出せと頼んだ覚えはない。だから支払う義務はない」、「給食を止められるものなら止めてみる」などとする保護者もいました。そのような保護者は給食費も払えないような耐乏生活をしているのかと思うと、案に相違して高級車を乗り回したり、高級マンションに住んでいたりして、どこか釈然としません。そこで、この機会に学校給食に関しての法律的なことを教えてください。

回答

1) 学校給食についての法的根拠について

学校給食の法的根拠としては学校給食法があります。学校給食の実施率は、小学校では在学児童の99%以上になっています。実施率の高さから学校給食は実施を義務付けられているように思えますが、学校給食法第4条には「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」と規定し、努力義務として位置づけられています。

とは言っても、学校給食法の趣旨や目的からは学校設置者はできるだけ実施に努める努力義務があると思われる。かつて臨時教育審議会で親と子のつながりを確かめようという趣旨から、週1回の手作り弁当の日が提唱され、学校給食の見直しが主張されたことがありました。また、臨時教育審議会が設けられていた頃(昭和の末期)ほぼ同じ時期に、ある町では行財政改革の一環として中学校の学校給食を廃止したところがありました(町民有志や町PTA連合会の反対にあい全面廃止はできませんでした)。

2) 義務教育費は無償と給食費の徴収について

ごく少数の保護者の中には憲法26条の2項にある「義務教育は無償とする」との文言を盾に取り、給食費不払いの理由としている場合があります。無償の内容は最高裁判所の判決によって授業料であるとされています。義務教育を受ける際にかかる他の費用については立法政策の問題であるとして、国の財政状況次第であると判示しています。食事にかかる費用については通学していても、していなくてもかかるものですから、受益者負担の考えからも給食費を徴収することは憲法違反ではないと考えられます。

3) 給食費の支払い義務について

「給食を出せと頼んだ覚えはない。学校で勝手に食べさ

せたのだから、給食費を支払う義務はない」との主張に対抗するために教育委員会によっては保護者と学年の初めに契約書(給食申込書)を交わさせているところもあります。しかし、契約書を交わさなかった場合には給食を提供しないで済ませられるかとの教育上配慮の点からの課題も出ています。

1996年7月、大阪府堺市の学校給食で病原性大腸菌O-157による集団食中毒があり、それが原因で死亡した女児の両親が、堺市に損害賠償を求めた裁判がありました。そのときの判決では、「学校給食が学校教育の一環として行われ、児童・生徒に給食を食べない自由が事実上なく、献立についても選択の余地はない……」と述べられています。この判決は学校給食の提供者に高度な安全性と食中毒をはじめとする事故が起きれば結果的に、給食提供者に過失が強く推定されるというものでした。このことは通常、給食がある学校に在学することは給食を受けることを前提として考えられます。最近ではアレルギー体質や宗教上の理由によって給食を受けないで弁当持参というケースもありますが、そのような給食を受けない自由は教育上からも十分配慮すべきだと考えます。

給食を提供されていないながら、頼んだ覚えはないから支払わないとの主張は法的に云々する以前に、モラルの問題です。かつて鳥取県羽合町では、1988(昭和63)年5月10日付けの文書で「給食費滞納が2ヶ月未納になれば給食を中止し、弁当持参」との通知を出したことがありました。当時の保護者や多くの人にはショックなことと受け止められました。しかし、一部の保護者のモラルや遵法意識の低下によって給食費の未納が増えているとの最近の傾向は、児童・生徒の給食の質の低下にも繋がっていることから不払いに対して強硬な手段を容認する動きがあります。給食費未納の子どもに給食を提供しないのは教育上や人権上配慮を欠くとの指摘を受ける可能性があります。簡易裁判所に訴えてでも徴収すべきだと考えには多くの支持があり、また実際そのような動きが増えています。

遵法意識の低下した保護者に対して学校が話し合いによって給食費の支払いを求めることには限度があるように思えます。法的な手段に訴えてでも徴収する覚悟を教育委員会自らが学校に示すことが、学校とのよりよいパートナーとしての役割を果たしていけるのではないかと考えます。また、きちんと給食費を支払っている保護者から苦情だけでなく法的手段(未払い者の分を実質的に補填した給食費になっているので、その分の返還請求)の行使を防ぐためにも、教育委員会としての働きが求められるところです。

4. 入学式での写真撮影について

質問

私が校長をしている小学校では、入学式の時にクラスごとの集合写真のほかに、親子ごとに正門前で記念写真を撮るのが恒例になっています。いずれの写真も学校が依頼した専門の業者が撮影し、希望者のみが購入することになっています。ところが、親子ごとの写真を何かの都合で撮ってもらい損ねたAさん親子がいました。そこでAさんは入学式当日と同じ髪型のセット代と和服着付け代それに写真の撮り直しを要求してきました。紆余曲折の末、Aさんの主張通りに写真撮影は行われましたが、業者は精神的苦痛のため体調を崩して通院加療となり、しばらく休業状態となりました。業者は今のところ、営業上の配慮からか学校に責任を求めています。このような場合、学校に責任は無いと言えるのか教えて下さい。また、写真撮影に関して学校として留意しておくべきことについても教えて下さい。

回答

記念写真を撮るのが恒例になっていたということは、入学式の前行われる新入生保護者会の席上か、もしくは何らかの方法で集合写真と個別の写真撮影する旨の通知が保護者にはなされたものと思われます。このような場合に保護者が入学式用のためだけではなく、記念撮影をも期待して特別な服装をしてもらうことは十分考えられます。従って、撮影ができなかったことに対して学校や写真屋さんに何らかの落ち度があった場合には、少なくともセット代や着付け代を支払う法的な責任が生じると考えることはできません。ところで、上記の少なくとも意味ですが、記念写真を改めて撮るために仕事を休んだり、仕事をしていなくても時間的なロスが生じたりしたことに対する補償や、場合によっては入学式という記念日に撮影できなかったことに対する慰謝料の支払いも考えられるということです。次に、写真を撮る側に責任があるとした場合ですが、主に学校に責任があると考えられるのは以下のような場合です。学校が保護者や写真屋さんへ間違った撮影時刻や人数等を通知したために撮影できなかった保護者がいた場合、学校に何らかの責任が生じることは十分考えられます。写真屋さんも業者として学校と緊密な連携をとるべきであると考えれば、幾分か責任を分担することは想定されます。今回の保護者は写真屋さんに責任をとらせていますが、校長先生が懸念されているように、状況によっては学校に責任があるということです。またたとえ写真屋さんの手違いで撮影ができなかった場合でも学校は、「我関せず」との態度をとるべきではなく、保護者と写真屋さんとの話し合いの場に、誠意を持って立ち会おうのが学校のあるべき姿だと思います。

学校と写真屋さんとは特別な契約関係もなく、一種のサービスで撮影の機会を提供しているだけであるといっても、学校行事の中で行われる記念撮影です。それは卒業アルバム等の大事な資料となり得るものです。学校としても撮影が順調に行われるように細心の配慮が必要です。撮影場所、時刻、人数等については、学校は責任を持って業者に通知することが大切です。入学式当日は卒業式と異なり、学校に不慣れた保護者が多かったり、場合によっては入学式の当日に入学者数の変更があったりと混乱は十分考えられます。そのようなことから撮り損ないを生じさせないために記念写真についての学校の担当者は入学者名簿と照らし合わせながら、業者の撮影を手助けすることも考えられます。新入生やその保護者にとっては一生に一度の機会です。記念撮影の意義を十分踏まえた対応が学校にも求められる時代となっています。

ちなみに、正当な理由があっても保護者が恫喝によって強引に写真を撮らせたり、セット代や着付け代等を支払わせたりする行為は、場合によっては強要罪や恐喝罪などの刑法上の犯罪に抵触するおそれがあります。また、仮に保護者が常軌を逸するような要求をしたため、業者が通院加療するようになったことに相当な因果関係を認められるような場合には保護者は民法上の不法行為として損害賠償や刑法上の傷害罪などの法的責任が生じることがあります。このような事態までになることは少ないでしょうが、事が深刻化しないためにも、学校は保護者と写真屋さんとの話し合いに早めに立ち会うことが求められたケースと思われます。

5. 学校週5日制と土曜授業について

質問

私が勤務している小学校では2010（平成22）年度からいわゆるハッピーマンデーの週の土曜日に授業参観や運動会などの学校行事をあてることになりました。これは教育委員会から授業時数確保のための方策として示されたものです。そのために、土曜日に授業（学校行事）を実施しても、児童に対しては休業日の振替は行われず、教員は出勤した土曜日の分を長期休業中にまとめ取りすることになっています。国の施策であるハッピーマンデー制度がこのような形で実質的になくなることに疑問を抱いています。週休日についての教員の勤務は法的にはどのようになっているのか教えて下さい。

回答

今年度は、2011（平成23）年度から本格実施される新学習指導要領の移行措置期間に入り、各学校では授業時数を確保しながらの週日課表の作成には随分と苦労されたとの

話が伝わってきました。現在の授業日だけでは年間の授業時数を確保することは難しいということで、ここ数年の動きとしては、教育委員会によっては規則を改正して夏期休業日を短縮するという方法がとられています。それ以前に行われた、2学期制を導入することで少しでも授業時数を確保しようとした努力も、もはや限界にきているということでしょうか(2学期制導入の本来の趣旨は授業時数の確保ではありませんでしたが)。授業日数確保のための様々な方策は、いわゆる「ゆとり教育」や「学力低下」に対する批判に応える形で教育委員会が進めているように思えます(いわゆる「ゆとり教育」や「学力低下」の批判が正鵠を得ているかについては議論のあるところですが)。

今回の質問は、授業日を増やし、授業時数を確保するためにハッピーマンデーのある3連休の土曜日を授業日とする方策です。一般的に、土曜日に授業を実施したハッピーマンデーの3連休の場合は通常は火曜日が振替休業日となって、児童も教員も休みとなります。今回の質問の内容は授業日確保の一方法と考えられたものですが、このことが教員の勤務との関係で問題となっています。

教員の勤務日については各自治体によって名称は異なりますが「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する」というような条例に規定してあります。そして、そこには日曜日および土曜日は週休日として、正規の勤務時間を割り振らない日となっています。また、国民の祝日に関する法律に規定する休日は、条例では休日として特に勤務することを命ぜられた場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日となっています。そこで、週休日や休日に勤務を命じた場合には週休日の変更や振り替えをすることになっています。

今回のケースでは長期休業中にまとめ取りという形で週休日の変更をしていますが、このような場合にまとめ取りというのはいささか疑問を感じます。なぜならば、ハッピーマンデーを設けられた趣旨は、国民に3連休をとってもらうという国の施策です。授業日数・時数確保という大義名分(?)のために国の施策に抗してまで授業日を確保することが妥当な選択なのでしょうか。もし、授業日数を確保するためであれば、まだ長期休業日の短縮の方が問題は少ないように思えます。

ハッピーマンデーのある3連休を家族とともにという施策に逆らい、土曜日を登校日とするのは、いささか課題があるように思えます。

6. PTA行事と宗教的な活動について

質問

私が校長をしている公立の小学校ではPAT活動が盛ん

です。保護者たちは学校の教育活動に積極的に参加してくれたり、サポートしてくれたり、校長としてありがたいと思っています。そんなPTAですが、先日、PTA主催の秋祭りではハロウィンの仮装大会を取り入れようという話になりました。私はハロウィンとは収穫をお祝いする祭りだと理解していたのですが、ある保護者からハロウィンは宗教的な行事であるからPAT行事といえども公立学校が関わるのは問題ではないかとの指摘がありました。このような事例についての考え方を教えて下さい。

回答

この問題については2つの面からお答えします。1つは、PTAは宗教活動を行っても問題はないかです。そして、もう1つは、ハロウィンは宗教的な行事であるかです。

上記のことを考えるために我が国の憲法や法律では公立学校の宗教教育についてどのように規定しているのか確認しておきましょう。憲法20条3項では「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」として、いわゆる政教分離の原則を明確に示しています。また、これを受けて教育基本法15条2項は「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」として、公立学校での特定の宗教のための宗教教育やその他の宗教的活動を禁止しています。しかし、一方では憲法20条1項の前段では「宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する」とし、教育基本法15条1項では「宗教に対する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない」としています。このことは、宗教に対して好意的な態度を示し、また教育上宗教に関する理解を深めたり寛容の態度を養いながらすることは必要なことである、ということを示しています。

そこで、本件の2つの課題について考えてみましょう。まず、公立学校のPTAは宗教活動を行ってもよいか、ということ。会則や規約に宗教活動を行ってはならないと明記しているPTAが多いのですが、明記していなくても公立学校のPTAが宗教活動を行うことは許されないと考えられます。なぜならばPTAは「国及びその機関」の「その機関」そのものとは言い切れませんが、「その機関＝公立学校」の一部です。また、その会員である教師は地方公務員という身分であり、教師にとってPTA活動は仕事の一部にあたることから宗教活動は認められません。

次に、ハロウィンは宗教的な行事であるか、ということです。多くの日本人は、特定の宗教的な行事を社会慣習としたり習俗的な行事としたりすることがあります。地域の神社の祭礼やクリスマスなどがその典型的な例かもしれま

せん。ところで、『ハロウィン、あるいはハロウィーンは、カトリックの諸聖人の日(万聖節)の前晩に行われる伝統行事です。諸聖人の日の旧称“**All Hallows**”のeve(前夜祭)であることから、**Halloween**と呼ばれるようになった』と、フリー百科事典『ウィキペディア』には書かれています。このことからハロウィンが単なる仮装大会ではなく、宗教と関わりのある行事であることがうかがえます。

宗教を巡る考えの対立は、日本でもかなりシビアになっています。例えば、礼拝のために日曜日の授業参観日を休んだことに対して欠席扱いされたことや宗教的な理由で体育の剣道の授業を拒否し退学させられたことに対する裁判などがあります。宗教に関して様々な考えを持つ保護者がいることを考慮して、ハロウィンやPTAの行事として行うことには慎重になるのが妥当ではないでしょうか。

7. 不登校と就学義務について

質問

私が校長をしている公立小学校で、入学当初から子どもが学校で生活することを拒否している保護者がいます。保護者の考えは、勉強は家庭で可能であり、子どもの個性を伸ばすために絵画教室に通わせているから通学の必要はないと主張しています。

また、自分の子どもが本校に在籍していることは、周りの親や児童には明かさないで欲しいし、学校からの諸連絡も一切必要ないと言っています。校長としては、保護者に児童の就学を再三促していますが、いっこうに聞き入れる気配がありません。

そこで、就学義務について、法律的にはどのようなになっているのかお聞かせ下さい。

回答

就学義務についてですが、憲法26条第2項で、国民に「その保護する子女」に普通教育を受けさせる義務を課しています。そして教育基本法第5条1項には「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う」と定め、これを受けて学校教育法16条では9年間の義務教育年限を規定し、同17条によって保護者に就学義務を課しています。

質問の事例ですが、校長が何度も就学を督促しているにもかかわらず、正当な理由もなく登校させないことは就学義務を規定した学校教育法違反となります。そこで学校教育法違反をした場合はどのようなことになるのかを、出席督促の仕組みの中で考えることにします。

学校教育法施行令第19条は、「小学校、中学校、中等教育学校および特別支援学校の校長は、常に、その学校に在学

する学齢児童または学齢生徒の出席状況を明らかにしなければならない」としています。それを担保するために同法施行規則25条で、校長にその学校に在学する児童等について出席簿を作成することを義務付けています。そして同法施行令20条には、校長たちに「当該学校に在籍する学齢児童または学齢生徒が、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な理由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童または学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない」と、通知義務を課しています。

この点について、学校では様々な方法で就学の督促をしていますが、市町村の教育委員会へ通知をしていない場合が多いように思われます。その理由としては通知義務があることを知らないで学校が抱え込んでしまっている場合や、通知することは学校の努力を怠っていると思われるのではないかと恐れたり、通知しても解決に結びつかないのではないかと考えたりしているケースもあります。教育委員会によっては学校管理規則等に「通知書」の様式を規定しているところもあります。「通知書」の様式の多くは、児童・生徒と保護者の氏名、住所のほか、欠席状況、督促状況、保護者の申し立ての理由、校長の意見等を記入するようになっています。このことは、教育委員会に通知する前に、学校としても欠席理由を確かめ、督促に特別の努力を求めていることがわかります。そのことが障害となって教育委員会へ通知をしていないとすれば、学校と教育委員会とが互いに信頼し連携する中で進められる学校教育とは言えないかもしれません。

質問のケースのような場合、校長から学校教育法施行令第20条に基づく通知を受けた教育委員会は同法施行令21条によって、当該児童の保護者が就学義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該児童の出席を督促しなければならないとなっています。教育委員会が督促を繰り返しても、保護者が就学義務に応えない場合には公訴を提起されることがあり、学校教育法第144条により10万円以下の罰金に処せられる可能性があります。しかし、そうした例はごく稀で、1955(昭和30)年に新潟県で、男女共学に反対する父親が娘3人を小学校や中学校に就学させないで、罰金千円を課された例があります。(昭和31年10月9日新潟地裁判決)

得手勝手な理由で保護する子どもを就学させない保護者に対して、学校は就学への努力を行ったら、不就学の状況を教育委員会に通知することが大切です。そして、教育委員会と連携で就学へ向けての取り組みをすることが賢明と考えます。

8. 伝染病と出席停止について

質問

私が校長をしている小学校で、低学年の児童にいわゆる「頭ジラミ」が発生しました。そこで、学校では感染防止のために学校便りを作成し、保護者に配布しました。ところが、保護者の一部が「頭ジラミ」の感染者は出席停止にすべきだと強く主張してきました。新型インフルエンザのこともあり、保護者の中には伝染性の疾患について神経質になっている人もいます。このような保護者対策に少し手を焼いています。

法律的な面から伝染病と出席停止がどのようになっているのか教えて下さい。また、伝染病についての学校の対応についても教えていただければありがたいです。

回答

出席停止の定義をしておきましょう。児童・生徒などが何らかの事由によって学校に登校してはならない状態になることやその取り扱いのことをいいます。

出席停止は大きく2つに分けられます。1つは学校教育法第35条に規定されているもので、性行不良行為を繰り返す児童・生徒等に対して行われるものです。これは退学(公立の義務施設教育学校にはありません)や停学(国・公・私立を問わず義務教育学校にはありません)のように懲戒行為としてではなく、学校の秩序を維持し、他の児童・生徒の教育を受ける権利を保障するために設けられた措置です。

もう1つが今回の質問に関係のある、学校保健安全法第19条に規定する出席停止で、感染症予防のために設けられたものです。学校保健法施行規則第19条にはどのような伝染病が出席停止の対象になるのかについても、詳細に規定しています。

そこで、いわゆる「頭ジラミ」が学校保健法施行規則第19条の伝染病に該当するのかが問題となります。すなわち学校教育法施行規則第19条第3号の「その他の伝染病」にいわゆる「頭ジラミ」が該当するとして出席停止の伝染病扱いになるかということが問題となります。しかし、第3号に規定してある他の伝染病と比較考量する限り、いわゆる「頭ジラミ」はその伝染性の弱さや予防対策が容易であることなどから「その他の伝染病」とはされていません。従って、今回の保護者の主張に対して学校は、現状と予防対策を明示して理解を得るように努めなくてはなりません。

学校教育において注意しなければならないことは、病気の人(障害のある人も含めて)に対して極度に神経質になったり、嫌悪感をいだいたりして排斥してしまうことです。そのようなことは人権侵害となりかねません。そんな時にこそ、病気に対しての正しい知識を学校医や保健所の方な

どの協力を得ながら学校経営を進めることが保護者や地域の信頼を得るチャンスです。

校長先生方が学校経営に携わっていて課題や問題の生じない学校は皆無と言ってよいでしょう。ピンチをチャンスに代えることが校長としての腕の見せ所といえましょう。

9. 開門時刻前の登校について

質問

本校では、年度初めに「学校のきまり」について保護者にプリントを配布しています。その中に登校時刻の遵守があります。教員の出勤時刻との関係もあり、登校時刻を守ってくださいと様々な機会に保護者に訴えているのですが、保護者の都合で子どもを開門時刻前に登校させるケースが後を絶ちません。

本校の周りは自転車や人の往来が激しいため、子どもを校門の外側で待たせておくのは危険ですし、また一般の歩行者にも迷惑が掛かると考え、やむなく早めに出勤した教員が校門を開け、玄関で待たせることにしています。

ところがある朝、玄関のところでふざけていた子どもが転んで骨折をしてしまいました。怪我をした子どもの保護者は校内での事故であるから学校の責任であると主張しています。これに対し多くの教員が、登校時刻を守らない保護者の責任ではないか、と憤っています。責任の所在を教えてください。また、開門時刻前の登校に対処する手立があつたら教えてください。

回答

学校の規則で決められた登校前の時刻といえども、学校内の敷地に子どもを入れた以上は通常は学校に責任があると考えられます。責任の内容ですが、このようなケースの場合はスポーツ振興センター法施行規則により学校管理下の事故として取り扱われ、スポーツ振興センター法施行令により治療費の給付対象となります。また、児童が骨折をしたわけですから、学校に過失があれば過失傷害罪が成立します。しかし、このようなケースでは一般的に過失傷害罪として問うことは難しいと思われまます。学校(校長)がやむを得ず、登校時刻前に玄関前で待機させておいた場合、骨折事故が起きることの予見可能性と事故回避の義務を一般的に問うことは厳しい注文と思わざるを得ません。学校の再三の注意にもかかわらず、登校時刻前に子どもを預けていく保護者にも反省が必要でしょう。

開門時刻前登校に対する対処法として校長は、保護者会で率直に職員の勤務時間との関係で対応が難しいことを伝えることも一つの考えです。また、早朝から出勤している

職員は様々な準備や対応のために自主的に勤務していること、登校時刻前の児童たちのために変則勤務を命ずることは、結局は教師にとっての本務である授業に支障を来す場合があること等々を、保護会などで話すことも場合によっては考えられます。それでも、開門前登校がなくなる場合には、PTAの会議の時に保護者の協力を求めることも考えられます。学校だけが努力を強いられるのではなく、保護者もともに考えながら子どもの安全に対応することも大切です。また、PTA活動の一環として地域の方々のボランティアを求めることも考えられます。

単身家庭や早朝から働きに出かけなければ生活が成り立ちにくい家庭が多い学区域の場合は、教育委員会にも事情を話しておくことは大切です。学校の教員の努力だけでは対応できない様々な課題があることを伝え、ともに改善策を考えることも校長として大切な仕事であると考えます。

10. 通知票と苦情について

質問

私の勤務する小学校では、先日、1学期の通知表をもらった子どもの保護者と担任とのあいだで、次のようなことがありました。

4年生の時に比べ成績がかなり下がっていたので、保護者は子どもに「思い当たる節はないか」と尋ねたところ、「成績が下がったのは自分だけではない」と言いました。その日のうちに同じクラスの保護者から連絡網の電話がかかってきて、「今、通知票のことで大騒ぎになっており、明日、臨時の保護者会を開くことになった」との連絡を受けました。保護者会では担任が「今年、同じ市内の他校から異動してきたばかりだったので、以前の学校の感覚で成績をつけてしまいました」と謝り、同じく、今年昇任して赴任したばかりの校長は「前学年や隣のクラスとのことも勘案して改めて通知票を発行する」と約束しました。保護者は再発行された通知票を見てから次の対応を考えるということで、その保護者会は散会となりました。再発行された通知票の評価はどの子も昨年度並みの成績であったからか、この件に関して再度の保護者会は開かれませんでした。

このようなことがあったことので、通知表や成績をつける基準について教えて下さい。

回答

学校では子どもの学習状況を表すものとして通常は2つのものがあります。1つは指導要録であり、もう1つは通

知表・通信簿などと言われているものです。指導要録は学校教育法施行規則第24条に規定しており、作成が義務付けられています。一方、いわゆる通知表は法令上、学校に作成の義務がなく、作成するかしないかは校長の教育的裁量に委ねられています。従って、ごく少数の学校では通知表は発行しないで保護者との懇談会に代えているところもあります。しかし、多くの学校でいわゆる通知表を発行している理由は、各教科などを習得させるという学校の重要な役割を学期や学年のまとまりに保護者に情報提供することによって重要な意味があると考えているからです。

本件の辛い(?) 評価はどうして生じたのでしょうか。また、保護者の要望に基づいたと思われる成績のつけ直しに問題はなかったのでしょうか。そのことについて述べる前に、2000(平成12)年12月4日に出された「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」という教育課程審議会の答申について考えてみましょう。この答申にはこれからの学習評価の在り方としては、学習指導要領が示す目標に照らしてその実現状況を見る「目標に準拠した評価」(いわゆる絶対評価)を重視した評価方法を進めることが重要と書かれています。この答申をきっかけとして、各学校ではより一層、目標に準拠した評価が進められてきました。このことと、発行だけでなく記入内容についても校長の裁量に任せられている通知表の評価とが即、連動するものではありませんが、一部では相対評価を残しながらも(答申に指導要録に関してそのことが述べてあります)いわゆる絶対評価による通知表が一般的となりました。

そこで、本件ですが、クラス全体として成績が下がっているのですから、いわゆる絶対評価によって通知表はつけられたものと思われます。成績が下がった原因は2つ考えられます。1つは担任の教え方が拙くて子どもたちが学習指導要領の目標を達成できなかった。もう1つは担任が異動のため校内の評価基準を間違えて理解し、到達目標を高く設定してであると誤解したかです。しかし、学校間による評価基準が市内で極端に異なるということは余りないために後者は考えにくいケースです。

評価基準をどこにおくかということで成績は甘くも辛くもなるのです。また何を評価の対象とし、どのように評価するかもその客観性は担保しにくくなります。

本件では成績を一律に上げることで治まったようですが、果たしてそれで学校としては解決したことになるのでしょうか。通知表を修正したことに問題はなかったのでしょうか。担任が評価基準の誤解していたのであれば、そのことを保護者に詫言、理解していただいた上でつけ直しということになるでしょう。もし、担任の指導が拙くて子どもたちが学習内容を理解できなかったのであれば修正は

できないこととなります。そのことが保護者にきちんと理解してもらえたのがここでのポイントです。

いずれにしても、この学校では結果的に通知表に対する信頼を損ねたと言わざるを得ません。このことに関して校長の責任は重大です。通知表には必ず校長の印を押す欄がありますが、この意味の重さを新任校長は噛みしめるべきでしょう。所見欄の誤字・脱字や人権だけに目を向けるのではなく、評定についてもきちんと精査することが求められます。

保護者の通知表への信頼を回復するためには保護者と教師とがともに学習評価についての研修会を設けることもひとつの考えです。もちろん、教師だけの研修を改めて実施しなければなりません。

11. 携帯電話の持ち込みについて

質問

児童数650人程度の小学校の校長です。私が勤務している学校は教育委員会の方針で学校を自由に選択できるようになっています。いわゆる学校自由選択制の自治体です。その関係で電車やバスで通学している児童が約半数います。本校を選択して通学してもらえることは校長としてはありがたいことですが、いくつかの課題もあります。その例として、遠距離通学児童の登下校の安全の問題や、自宅に帰ったときに近所に友人がいないために校内での放課後遊びの時間の確保などです。教育熱心な保護者も多く、学校の帰りに塾に通っている児童も多数います。望ましいこととは思えませんが、学校選択制をとっている以上はやむを得ないこととしています。このようなことに関連して本校では携帯電話のことで困った問題が生じています。

教育委員会の指導により本校でも児童の携帯電話の持ち込みは原則禁止です。しかし、やむを得ない措置として300人を超える児童が携帯電話を持ち込んでいるため、様々なトラブルが生じています。その代表例が教員の負担増です。登校時に学校で一時的に預かり下校時に返却していますが、預かる数が多く、大きな負担となっているのです。小学生だけに預かり役を子ども任せのわけにはいきません。また、下校時も放課後遊びを奨励している関係上、児童が自分の都合に合わせてばらばらに下校しているため、返却の仕事も大変な負担となっています。担任が出張したときの対応も誰かにしわ寄せがいつているのが現状です。このような状況下で携帯電話を持たせていない保護者から、先生たちが携帯電話の管理に振り回されていて子どもたちに目をかけてやる機会が減ったとの苦情も届いています。また、本来の学区の保護者からは、自分たちの子どもには携帯電話の持ち込みが禁止されているのは逆差別

であるとも言われています。

校長として、学校における携帯電話の取り扱いについて法律的な観点も含めてどのように対応すべきかをお教えいただければありがたいです。

回答

学校における携帯電話の取り扱い等に関することは、これまでに何度か文部科学省から(通知)という形で各教育委員会教育長等充てで示されているので先生もご承知のことと思います。今回は出会い系サイト等へのアクセスやネット上への書き込みなどの件について触れませんが、学校への持ち込みについて関連しては主な通知として以下のようなものがあります。

例えば、2007(平成19)年2月5日の『問題行動を起こす児童生徒に対する指導について』(通知)の中に「近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。」との文言が見られます。

また、2008(平成20)年7月25日の『児童生徒が利用する携帯電話等を巡る問題への取り組みの徹底について』(通知)では 2. 学校における携帯電話の取り扱いに関する方針の明確化についての項目に、指針例として「①発達段階を考慮し、小中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とすること。②児童生徒の通学時における安全等の観点等特別やむを得ない事情から、携帯電話の学校への持ち込みが必要と判断される場合は、学校長の判断により、例えば居場所確認や通話機能に限定した携帯電話の持ち込みを可能とすること。③学校への持ち込みを認める場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないように配慮すること」とあります。なお、「指針の作成及び実施にあたっては、あらかじめ保護者等への周知を行うなど、学校の取り組みに対する理解を得て、協力体制を構築することが望ましいこと」と記載されています。

上記の通知に加えて、2009(平成21)年1月30日の『学校における携帯電話の取り扱い等について』(通知)ではこれまでの課題を踏まえて、「1. 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とすべきであること。2. 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者か

ら学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持ち込み許可を申請させるなど、例外的に持ち込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないように配慮すること」とが通知されました。

先生の学校は学校選択制という特別な事情もあり、例外的な持ち込み可能が例外でなくなっているところに教員への負担や教育活動への支障となっています。これまでの文部科学省の(通知)では想定されないケースですが、何らかの対応を執らないと現状では教育活動に支障を生じています。

文部科学省の想定していた例外的な携帯電話の持ち込みが貴校では諸般の事情で例外となっていません。このような場合には通常の対応では厳しいと思われ、まずは教育委員会の担当課とその対応について相談することが大切です。また、保護者の協力を得ながら携帯電話の取り扱いを行うということは、一時的に預かることについての理解と協力だけではないと考えます。教員の業務に支障を来し、結果的には教育活動に悪影響を及ぼしているような状態を改善するためには、保護者の人的な協力を要請することも理解と協力ではないかと考えます。校長先生は学校便りや保護者会、PTAの会合等で現状を伝えることが大切です。そして、まずは、携帯電話の持ち込みを減らすことに協力して欲しい、それが難しいのなら保護者の方々に携帯電話を預かる時間帯や返却時に当番を決めて対応して欲しいと訴えて、教育内容の充実に教員が力を注げるように協力を求めているかがでしょうか。そのような学校の厳しさや苦勞が理解してもらえれば、逆差別と言われることもなくなると思います。

学校の教育活動に不要な物を持ち込ませなくても違法にならないという判決にも示された部分社会論という法理論を持ち出すまでもなく、正常に教育活動が行われるには保護者は何を考えるべきかを提起する機会とされてはいかでしょうか。

考察および結論

今回寄せられた質問はその学校独自のものと同通した課題とに分かれる。またいつの時代にも起こりうる課題もあったが、今回の事例研究では多くの学校に共通した今日的課題に絞った。

質問内容を検討する中で改めて感じたことは、学校管理職の多くが法律的な知識が少ないということである。そのために質問している内容を解決するための法律はあるのだろうか、またあるとすれば何という法律なのだろうか解らずに解決方法が見いだせないケースが多かったように思える。また学校では、課題解決方法として法律的な知識を用いることを潔しとしない管理職が中にはいる。法律は杓子定規で冷たいものであるので学校には馴染まないとの考えである。そのような管理職の考えは、学校で問題解決にあたって大切なことは、法律よりも教育的な配慮が優先するとのことである。学生時代からあまり馴染みのなかった法律を使って、事を解決しなくても情に絡めた教育的な配慮で、今まで解決できたとの自負心がそう思わせているのかもしれない。

しかし、今日の社会では教育的な配慮だけでは解決できないケースが増えていることも確かである。そのことを如実に示すものとしては、教育委員会の中に顧問弁護士において課題解決を図っているところもあるからである。課題が生じたときすぐに法律を持ち出すことは、確かに我が国の教育現場には馴染みにくいし、保護者や地域住民の理解や信頼をすぐには得られにくいかもしれない。しかし、最終的な解決方法は法の規定によらざるを得ない場合がある。

教育委員会から教育法規について現職の先生方に話してくれないかと頼まれることがある。ある時、教師歴25年目の先生方の研修会でこのような質問をしたことがある。「体罰は禁止されていますが、何という法律にありますか」と尋ねたら、「教育基本法だと思います」と答えてくれた先生がいた。そこで、「なぜそうだと思ったのですか」と重ねて尋ねたら「大切なことだから、教育基本法にあると思いました」と答えてくれた。「異なる考えの方はいますか」と尋ねたら、挙手する方はいなかった。このような基本的なことさえもきちんと答えられない先生がいるのが現実である。転ばぬ先の杖ではないが、教育委員会は教員の研修において法規の学習を今まで以上に進められることを望んでやまない。そのことが現在の学校で生じている課題解決の一助となるのではないかと考えている。

謝辞

質問をお寄せいただいた学校関係者の方々に深く感謝いたします。

Case Studies of Education Law: Answers to the Questionnaires about Education Law from Schools

Yutaka YAMAMOTO

School of Social Welfare, Tokyo University of Social Welfare (Isesaki Campus),
2020-1 San' o-cho, Isesaki-city, Gunma 372-0831, Japan

Abstract : Modern schools have many problems. Dealing some of those problems with laws would be a clue to solve. Though school officials have opportunities to study the Constitution and basic education law at college, they have not been used to solve the problems of specific cases with “educational care”. However, in some cases, such treatments do not work functionally, prolong the problems. Generally, various issues occurred in modern schools have been treated by school officials. I have picked out some of those issues, and researched the cases which we can solve with education laws. Research findings are presented as answers for questionnaires of teachers.

(Reprint request should be sent to Yutaka Yamamoto)

Key words : Education law, Case study, Educational solution

